

岡山県公報	
発行 岡山県	
目次	
目次	担当課（室）
精神通院医療を担当する医療機関の指定 保安林の指定 保安林の指定 保安林の指定施業要件の変更予定 " 公金事務の委託 【公告】 大規模小売店舗の新設に関する届出の縦覧 農地を利用する権利の設定に関する裁定 " " " " " " 令和八年度砂利採取業務主任者試験の実施 道路の位置の指定 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了 "	地域医療推進課 治山課 " " " 教育委員会 経営支援課 農村振興課 " " " " " 河川課 建築指導課 "
公共施設に係る開発行為に関する工事の完了 落札者等の決定 【選挙管理委員会】 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数	" 用度課 選挙管理委員会
	担当課（室）

◎岡山県告示第三百八十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和八年九月十一日

指定した医療機関

名称

エスマイル薬局まかべ店

所在地

総社市真壁赤根田二六一―五

岡山県知事 伊原 木 隆 太

指定年月日

令和八年九月一日

◎岡山県告示第三百八十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和八年九月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林の所在場所

高梁市備中町布賀字下大風呂呂道ノ下八の一、字山根一〇、備中町長屋字山根二一

二の二

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第三百八十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条の二第二項の規定により、次のとおり保安林の指定をする。

令和八年九月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 保安林の所在場所

高梁市玉川町玉字半堂山ノ谷三〇五

二 指定の目的

落石の危険の防止

三 指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐は、択伐による。

(2) 主伐として伐採をすることができるとする立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は省略し、その関係書類を岡山県庁及び高梁市役所に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第三百八十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があつた。

令和八年九月十一日

岡山県知事

伊原木

隆

太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
苫田郡鏡野町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができ立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び鏡野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第三百九十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第二十九条の規定により、農林水産大臣から次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があった。

令和八年九月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
英田郡西栗倉村（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的
水源の涵養

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

(1) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(2) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(3) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は省略し、その図面及び関係書類を岡山県庁及び西栗倉村役場に備え置いて縦覧に供する。）

◎岡山県告示第三百九十一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百四十三条の二第一項の規定により、同条第二項に規定する指定公金事務取扱者に公金事務を次のとおり委託した。

令和八年九月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定公金事務取扱者の名称及び事務所の所在地

1 晴れの国岡山農業協同組合 神楽の里

高粱市成羽町佐々木一六

2 晴れの国岡山農業協同組合 高粱グリーンセンター

高粱市津川町今津八八三一

二 指定をした日

令和八年四月一日

三 指定公金事務取扱者に委託した公金事務に係る歳入

県立学校における生産物売払収入

四 委託をした日

令和八年四月一日

五 公金事務を取り扱う期間

令和八年四月一日から令和九年三月三十一日まで

〔四一六〕大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第五条第三項の規定により、次の大規模小売店舗の新設に関する届出について、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第八条第二項の規定により、縦覧期間満了の日までに知事に意見書を提出することができる。

令和八年九月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 届出事項の概要

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 （仮称）ドラッグコスモス玉野和田店

所在地 玉野市和田五丁目九〇九番四ほか

2 届出者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社コスモス薬品

住所 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号

代表者の氏名 代表取締役 横山 英昭

3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

名称 株式会社コスモス薬品

住所 福岡県福岡市博多区博多駅東二丁目一〇番一号

代表者の氏名 代表取締役 横山 英昭

4 大規模小売店舗の新設をする日

令和九年五月一日

5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

千百九十二平方メートル

6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

(1) 駐車場の収容台数 四十五台

(2) 駐車場の収容台数 十台

(3) 荷さばき施設の面積 二十七平方メートル

(4) 廃棄物等の保管施設の容量 九・九立方メートル

7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

(1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻

午前九時

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻

午後十時

(3) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前八時三十分から午後十時三十分まで

(4) 駐車場の自動車の出入口の数 四箇所

(5) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前五時から午後十時まで

二 届出年月日

令和八年八月三十一日

三 縦覧の期間及び場所

1 縦覧の期間

令和八年九月十一日から令和九年一月十一日まで

2 縦覧の場所

岡山県産業労働部経営支援課及び玉野市産業振興部商工・企業立地課並びに岡山県産業労働部経営支援課ホームページ

〔四一七〕農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定する裁定をした。

令和八年九月十一日

一 農地の所在等
岡山県知事 伊原木 隆 太

所在及び地番		地目	面積（平方メートル）
加賀郡吉備中央町加茂市場一八八七		田	一、二三七
加賀郡吉備中央町加茂市場一八八八		田	一、三九二

二 農地を利用する権利の内容等

内 容	始 期	存続期間	借賃に相当する 補償金の額
田として利用	令和八年十月一日	権利の始期から令和十三年九月三十日まで	一三、一四五円

三 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）
理事長 森下 慎

四 農地の所有者等の情報

五 補償金の支払の方法
名義人は死亡しており、その所有者が確知できない状態となっている。
農地を利用する権利の始期までに岡山地方法務局に補償金を供託する。

〔四一八〕農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定する裁定をした。

令和八年九月十一日

一 農地の所在等
岡山県知事 伊原木 隆 太

所在及び地番		地目	面積（平方メートル）
加賀郡吉備中央町加茂市場一八八九	田		八四二
加賀郡吉備中央町加茂市場一八九〇	田		五四五

二 農地を利用する権利の内容等

内 容	始 期	存続期間	借賃に相当する 補償金の額
田として利用	令和八年十月一日	権利の始期から令和十三年九月三十日まで	六、九三五円

三 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）

理事長 森下 慎

岡山市中区古京町一丁目七番三六号

四 農地の所有者等の情報

名義人は死亡しており、その所有者が確知できない状態となっている。

五 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに岡山地方法務局に補償金を供託する。

〔四一九〕農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定する裁定をした。

令和八年九月十一日

一 農地の所在等
岡山県知事 伊原木 隆 太

所在及び地番		地目	面積（平方メートル）
津山市池ヶ原三〇六番一		田	一、九七六

二 農地を利用する権利の内容等

内 容	始 期	存続期間	借賃に相当する 補償金の額
田として利用	令和八年十月一日	権利の始期から令和十三年九月三十日まで	九、八八〇円

三 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）

理事長 森下 慎

岡山市中区古京町一丁目七番三六号

四 農地の所有者等の情報

名義人は死亡しており、その所有者が確知できない状態となっている。

五 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに岡山地方務局津山支局に補償金を供託する。

〔四二〇〕農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定する裁定をした。

令和八年九月十一日

一 農地の所在等
岡山県知事 伊 原 木 隆 太

所在及び地番		地目	面積（平方メートル）
笠岡市吉浜一一一六番二		田	六一三

二 農地を利用する権利の内容等

内 容	始 期	存続期間	借賃に相当する 補償金の額
田として利用	令和八年十月一日	権利の始期から令和十三年九月三十日まで	三、〇六五円

三 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）

理事長 森下 慎

岡山市中区古京町一丁目七番三六号

四 農地の所有者等の情報

農地の所有者と料料される者（登記名義人）は不明者となっている。

五 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに岡山地方法務局笠岡支局に補償金を供託する。

〔四二一〕農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定する裁定をした。

令和八年九月十一日

一 農地の所在等
岡山県知事 伊 原 木 隆 太

所在及び地番		地目	面積（平方メートル）
笠岡市吉浜八九六番六		田	一六八

二 農地を利用する権利の内容等

内 容	始 期	存続期間	借賃に相当する 補償金の額
田として利用	令和八年十月一日	権利の始期から令和十三年九月三十日まで	八四〇円

三 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地

岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）

理事長 森下 慎

岡山市中区古京町一丁目七番三六号

四 農地の所有者等の情報

農地の所有者と料料される者（登記名義人）は不明者となっている。

五 補償金の支払の方法

農地を利用する権利の始期までに岡山地方務局笠岡支局に補償金を供託する。

〔四二二〕農地法（昭和二十七年法律第二百二十九号）第四十一条第二項において読み替えて準用する同法第三十九条第一項の規定により、次のとおり農地を利用する権利を設定する裁定をした。

令和八年九月十一日

一 農地の所在等
岡山県知事 伊 原 木 隆 太

所在及び地番		地目	面積（平方メートル）
笠岡市吉浜八九六番七		田	一、二二二

二 農地を利用する権利の内容等

内 容	始 期	存続期間	借賃に相当する補償金の額
田として利用	令和八年十月一日	権利の始期から令和十三年九月三十日まで	六、一一〇円

- 三 農地を利用する権利が設定された農地中間管理機構の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
岡山県農地中間管理機構（公益財団法人岡山県農林漁業担い手育成財団）
理事長 森下 慎
岡山市中区古京町一丁目七番三六号
- 四 農地の所有者等の情報
名義人は死亡しており、その所有者が確知できない状態となっている。
補償金の支払の方法
- 五 農地を利用する権利の始期までに岡山地方法務局笠岡支局に補償金を供託する。

〔四二三〕砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）第十五条第一項の規定により、令和八年度砂利採取業務主任者試験を次のとおり実施する。

令和八年九月十一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

一 試験場所

岡山市北区芳賀五三〇一番地

テクノサポート岡山 研修室一

二 試験期日

令和八年十一月十三日（金曜日）午前十時から正午まで

三 受験願書等の受付期間

令和八年九月十一日（金曜日）から同年十月九日（金曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前八時三十分から正午まで及び午後一時から午後五時十五分までとする。ただし、郵便又は信書便による送付の場合は、同日の消印又は通信日付印があるものまで受け付ける。

四 受験願書等の提出先

郵便番号 七〇〇―八五七〇

岡山市北区内山下二丁目四番六号

岡山県土木部河川課

五 受験手数料

八千七百十円（収納専用窓口で手数料を納付すること。）

六 その他

1 受験願書等及び試験実施案内書は、岡山県土木部河川課、各県民局建設部（各地域事務所建設部を含む。以下同じ。）、岡山市下水道河川局下水道経営部下水道河川計画課及び倉敷市建設局土木部土木課で交付する。

また、岡山県土木部河川課ホームページ（<https://www.pref.okayama.jp/soshiki/64/>）からダウンロードすることもできる。

2 受験手続についての問い合わせは、岡山県土木部河川課（電話〇八六―二二六―七四七八）又は各県民局建設部に行うこと。

〔四二四〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
その関係図面については、岡山県美作県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和八年九月十一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

番 指 定 年 月 日 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 （メートル）	道路の延長 （メートル）
岡山県指令美作局 建第六〇〇八号 令和八年九月一日	苫田郡鏡野町円宗寺字曲り石一〇 五五番二四	六・〇〇	四三・〇三

〔四二五〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和八年九月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字西角六五六番三

二 許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町早島七三二番地一リバティ安原Ⅲ一〇一

榑原 岳

榑原 七彩

三 許可年月日及び許可番号

令和七年十二月十七日岡山県指令建指第二二三号

〔四二六〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和八年九月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字西角六五六番四

二 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市茶屋町六六八番地二ヴィレエトワールD一〇八

大西 宗周

大西 稚奈

三 許可年月日及び許可番号

令和七年十二月十七日岡山県指令建指第二二四号

〔四二七〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和八年九月十一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町早島字西角六五六番四

二 公共施設の種類

水路

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の住所及び氏名

倉敷市茶屋町六六八番地二ヴィレエトワールD一〇八

大西 宗周

大西 稚奈

五 許可年月日及び許可番号

令和七年十二月十七日岡山県指令建指第二二四号

令和8年9月11日 岡山県公報 第12836号

〔四二八〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和八年九月十一日

岡山県知事 伊 原 木 隆 太

- 一 落札物品の名称及び数量
多目的X線回折装置 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県出納局用度課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 三 落札者を決定した日
令和八年八月五日
- 四 落札者の名称及び所在地
株式会社大熊
岡山市南区大福三七八番地一
- 五 落札金額
六九、五八六、〇〇〇円（うち消費税額及び地方消費税の額六、三二六、〇〇〇円）
- 六 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 七 入札公告日
令和八年六月二十六日

◎岡山県選管告示第七十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条第一項及び第七十五条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の五十分の一の数並びに同法第七十六条第一項、第八十条第一項、第八十一条第一項及び第八十六条第一項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）は、次のとおりである。

令和八年九月十一日

岡山県選挙管理委員会

委員長 大 林 裕 一

一 選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 三〇、二五八

二 選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）（地方自治法第八十条第一項に規定する場合を除く。） 二八九、一〇九

三 地方自治法第八十条第一項に規定する選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）

選挙区	数	選挙区	数
岡山市北区・加賀郡	八三、七三二	高梁市	七、一五七
岡山市中区	三九、八〇〇	新見市	七、二八八
岡山市東区	二五、一七七	備前市・和気郡	一二、二一一
岡山市南区	四五、一〇九	瀬戸内市	九、九九四
倉敷市・都窪郡	一三二、九八七	赤磐市	一一、六三七
津山市・苫田郡・勝田郡	三三、六九六	真庭市・真庭郡	一一、四八七
玉野市	一五、二六八	美作市・英田郡	七、二二二
笠岡市	一二、二六〇	浅口市・浅口郡	一二、一〇三
井原市・小田郡	一三、七六五	久米郡	四、七三二
総社市	一八、六七一		